

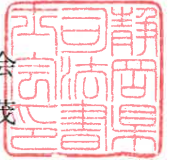
静司発第203号

令和7年9月1日

民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案に対する意見

静岡県司法書士会 民事裁判IT化対応委員会

委員長 赤松 茂



（総論）

〔意見〕

制度の多様化と選択肢の確保を前提とした、真に市民のための遺言制度の構築を図るべきである。

〔説明〕

本中間試案では、現行の遺言制度の枠組みに加え、デジタル技術を活用した新たな方式の導入が検討されている。このような制度の追加は、急速な社会構造の変化やデジタル化の進展、単身高齢者や身寄りのない者の増加、そして所有者不明土地問題への対応といった現代的課題に対処する観点から、時宜を得たものであると評価できる。

もっとも、今回の検討は、現行の遺言制度を代替・廃止するものではなく、新たな選択肢として「追加的」に設けるものである点に留意すべきである。すなわち、従来から存在する自筆証書遺言や公正証書遺言などの紙ベースの伝統的な方式を望む者に対しては、引き続き従前の手続を利用できるという制度的安定性が確保されている。

他方、新たに導入される制度は、従来の方式では遺言作成が困難であった層、例えば「自書の負担が大きい」「証人確保が困難である」「法務局への出頭が難しい」といった事情を抱える者に対し、より柔軟で利便性の高い選択肢を提供することが期待される。特に、これから高齢期を迎える世代においては、デジタル端末の使用が日常的であり、デジタル空間において意思を明示することに対する抵抗が少ない者が増加することが予測される。

したがって、今回の制度創設においては、「誰もが自らに合った手段で遺言を遺すことができるようにする」という方向性を制度全体の基軸とすべきであり、厳格な真正性確保に偏重するのではなく、選択肢の幅を広げることによって制度のアクセシビリティを高めることを主眼とすべきである。

加えて、新制度の設計に際しては、「既存制度を保持しつつ、新制度を加える」という構造を踏まえ、各方式の役割および想定する利用者像を明確に整理した上で、混乱を招かぬ運用設計とすることが求められる。特に、新制度が従来制度の延長ではなく「デジタル技術の特性を活かした別体系の手続」として機能するよう位置づけることで、制度間の整合性が確保され、法的安定性および利用者の納得感が高まると考えられる。

第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

[意見の趣旨]

新たな方式として提案されている【甲案】【乙案】【丙案】のうち、【乙案】に一本化することが望ましいと考える。

ただし、【乙案】④については、公的機関への口述方法につき、出頭とウェブ会議の方法を並列的に列挙すべきである。

[意見の理由]

まず、【甲案】のように遺言の本文が遺言者自身の端末等に保管される仕組みは、相続人等が遺言の存在を知らずに手続を進めてしまう危険を内在している。遺言が発見されなければ、その内容は実現されず、遺言者の意思が尊重されない結果となるおそれが極めて高い。こうしたリスクは制度設計の段階で排除しておくべきであり、「見つからない遺言」を制度的に増やすような選択肢を法制化することには慎重であるべきである。

また、【丙案】のような「プリントアウト書面+保管」の方式についても、実務に与える影響を考慮すれば、新たな制度を創設する合理性に乏しい。書面で遺言を遺したいというニーズについては、既に自筆証書遺言や公正証書遺言という手段が確立しており、それらの制度が引き続き利用可能である以上、あえて重複的な書面方式を追加する必要はない。かえって、手続の選択肢が増えることで利用者や実務家に混乱をもたらすおそれすらある。

この点、【乙案】は、デジタルで作成された遺言を公的機関に保管させるものであり、遺言の真正性を担保しつつ、公的機関による確実な管理がなされ、遺言が発見されないというリスクも大幅に低減される。さらに、従来の自筆証書遺言書保管制度との制度的親和性も高く、実務面における対応も比較的容易である。

したがって、新たなデジタル型遺言方式の創設は、公的機関による保管を前提とした【乙案】に集約し、簡明かつ確実な制度設計を行うべきである。

とりわけ、以下の点を制度設計に明記するか、または政令において整備する必要がある。

(1) 電子証明書の有効性確認

申請時に添付される電子証明書（署名用電子証明書等）の有効性が確認できない場合には、保管申請を受理しない仕組みとすることで、申請時点における本人確認の正確性およびデータの信頼性を担保することができる。

(2) 申請前段階での AI 活用

遺言内容の点検や形式的要件の充足確認について、申請前段階において AI 等による支援ツールを提供することは、利用者の高齢化やデジタル化の進展を踏まえた実務的配慮と

して有効である。ただし、これはあくまで「点検支援」にとどめ、最終的な判断責任が遺言者本人にあることを明記する必要がある。

（３）不当な第三者の関与排除

遺言の作成および申請において、遺言者の自由な意思形成に対して不当な第三者が介入することを認めない旨を制度上に明記し、その防止措置（例：顔認証やログ記録等の仕組み）については、技術革新に柔軟に対応できるよう政令等に委任して具体化することが望ましい。

（４）保管窓口は法務局とする

既存の「自筆証書遺言書保管制度」との制度的整合性、信頼性、中立性、アクセス性を考慮すれば、保管業務の窓口は法務局が最も適しており、地方自治体等ではなく国の責任において一元的に管理されるべきである。

（５）保管手数料の水準

制度の利用促進を図る観点から、保管にかかる費用は、現行の自筆証書遺言書保管制度（１件 3,900 円）と同程度に抑えることが望ましい。これ以上の負担が求められる場合、高齢者等にとっての利用ハードルとなるおそれがある。

（６）制度の分かりやすい提示

乙案は、オンライン申請およびウェブ面談による本人確認を原則とし、全体としてウェブ完結型の手続であることが最大の特長である。この点について、利用者（特に高齢者や支援者）が制度を理解しやすくするために、制度の構造と流れを図解等によって明示する必要がある。特に、「自宅から完結できること」「公的機関によって確実に保管されること」「従来の制度も選択可能であること」といった要素は、市民に安心感を与え、制度利用の促進に大きく寄与するものといえる。

以上を踏まえ、新制度の導入は、公的機関への口述方法について、出頭をウェブ会議の方法によることを並列的に列挙したうえで、公的機関による保管を前提とした【乙案】に一本化することにより、制度の簡素化・信頼性・利用実効性の最大化が図られるものと考ええる。

２ 保管制度の在り方

〔意見の趣旨〕

保管制度に関しては、指定者通知制度（いわゆる死亡時通知制度）を中心に据え、遺言の確実な発見と円滑な実現を支える仕組みとして、より実効性のある制度設計を強く求めるものである。

〔意見の理由〕

遺言制度の根幹は、遺言者の最終意思の実現にある。そのためには、遺言が確実に発見され、相続人等によって内容が把握されることが制度運用上不可欠である。現行の自筆証書遺言書保管制度においては、相続人等による申請を契機として遺言の存在が判明する設

計となっているが、それでは発見されずに終わるリスクを完全に排除することはできない。

特に【乙案】においては、遺言が電磁的に保管される前提に立つ以上、制度側が死亡の把握と通知までを積極的に担う構造とすることが不可欠である。以下の点を制度設計に盛り込むべきである。

(1) 公的機関による死亡情報の把握は「可能な限りリアルタイム」であるべき

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）や戸籍情報システムとの連携等により、遺言者の死亡情報を保管機関（例：法務局）が迅速かつ確実に把握できる仕組みを整備する必要がある。具体的には、死亡届が提出された段階で速やかに連携されるような、ほぼリアルタイムの自動照合を可能とすべきである。これにより、「気づかれない遺言」というリスクを大幅に軽減することが可能となる。

(2) 指定通知先は「複数人の指定を許容」すべきである

遺言者が通知を希望する相手は、必ずしも一人とは限らない。親族、信頼する友人、司法書士等の専門職など、複数の通知先を登録可能とする制度設計が必要である。通知先を一人に限定した場合、その者がたまたま連絡不能であると、遺言の発見が遅れるリスクが生じるため、柔軟な指定が望ましい。

(3) 通知手段は「多様なオプション」を用意すべきである

通知の手段については、従来の郵送に加え、Eメール、マイナポータル通知、SMS、LINE 公式アカウント等も活用し、受け取りやすく、確実性のある複数の手段から選択可能とすべきである。利用者のデジタル対応状況に応じて通知方法を選択できることによって、制度の実効性がより確保される。

(4) 通知対象者への説明責任およびアクセスの整備が必要である

通知を受けた者がどのように遺言内容を確認できるか（例えばマイナポータル経由での閲覧申請手順等）について、制度上明確に案内する必要がある。また、制度開始当初は通知対象者の理解が十分でない可能性もあるため、通知時に同封または添付される案内資料の整備も併せて行うべきである。

以上のように、「保管制度＝安心して遺言を託せる仕組み」であるためには、制度側が死亡後の通知までを含めて責任を持つ設計とすることが不可欠である。特に【乙案】においては、「保管されていること」自体が制度の信頼の前提であるため、それを確実に活用できる環境を整備することが、遺言制度全体の実効性向上につながるものと確信する。

3 日付

特段の意見はない。

4 加除その他の変更、撤回

[意見の趣旨]

本試案において、【乙案】による遺言について、保管の申請を撤回した場合に当該遺言の撤回とみなすか否かに関しては、【C案】（撤回擬制を認める）を採用すべきであると考ええる。

〔意見の理由〕

【乙案】においては、遺言者が作成した電磁的記録を公的機関に保管し、その保管完了をもって遺言が完成し効力を有するという制度構造となっている。この構造のもとでは、保管の申請を撤回する行為は、遺言者がその遺言の効力を終了させる意思を明示するものであると解される。

したがって、保管申請の撤回をもって遺言の撤回と法的にみなすこと（撤回擬制）は、制度構造との論理的整合性に適う合理的な規律である。

加えて、以下の観点からも【C案】の採用が適切である。

（１）遺言の真正性と本人意思の明確な表明として合理的である

遺言者が自ら保管を取り下げたという事実は、「その遺言内容をもはや有効として保持する意思がない」ことを明確に表す意思表示と評価できる。民法においても、自筆証書遺言の破棄や撤回といった行為を撤回とみなす例が存在しており、【C案】はこうした既存法理との整合性も高い。

（２）利用者の誤解を防止する効果がある

仮に【D案】（撤回擬制なし）が採用された場合、遺言者が「保管をやめれば遺言の効力も消える」と誤解して保管を取り下げた場合でも、遺言が法的に有効なまま残存するおそれがある。このような状況は、遺言者の真意に反して遺言が実現されるという、制度趣旨に反する事態を生じさせかねない。

（３）実務上の運用が簡明となり、証明トラブルを回避できる

保管申請を撤回したという記録は、公的機関において明確に把握・記録されるため、後日の遺言の有効性を巡る証拠上の問題が生じにくく、実務上の明確性も確保される。

以上より、【乙案】のように保管によって遺言が完成し効力を有する制度設計においては、その保管を撤回する行為が遺言の撤回と法的にみなされるべきであり、【C案】の採用が最も整合的かつ実効的な制度運用を可能とするものと考ええる。

第２ 自筆証書遺言の方式要件の在り方

〔意見の趣旨〕

自筆証書遺言については、従来の制度のままで遺言を遺したいという国民のニーズに応えるための手段として存置されるべきものであり、その趣旨に照らしても、方式要件を大きく変更することには慎重であるべきである。特に、押印要件については、現行制度どおり維持すべきである。

〔意見の理由〕

（１）制度の役割分担としての位置づけ

今回の法改正の主眼は、新たにデジタル技術を活用した遺言制度を創設し、利便性を高める点にある。他方、自筆証書遺言は、「昔ながらの紙による手書きの遺言を望む層」のための制度として、今後も継続的に活用されるべきものであり、制度的にも明確な棲み分けが意図されている。このような構造の下においては、自筆証書遺言の方式要件を緩和する必要性は高いとはいえず、むしろ従来の制度を維持し、確実な意思表示手段としての安定性を担保することが重要である。

（２）押印の法的・社会的意味の重さ

自筆証書遺言は、遺言者が単独で完結できる簡便な制度であるからこそ、一定の厳格な方式要件によって真正性を担保することが制度の前提となっている。特に押印は、本人確認および意思確認の観点から象徴的かつ実質的に重要な要素であり、この押印を廃止すれば、形式面での争いのリスクや、改ざん・なりすましの懸念が高まる可能性を否定できない。

（３）選択肢の整合性と制度利用の自由

押印や自書といった手続的負担に対する緩和を求める層に対しては、今般創設が検討されている【乙案】等のデジタル方式の遺言制度を利用するという選択肢が提供されており、利用者の自由な選択が保障される構造となっている。したがって、自筆証書遺言については、従来の要件を尊重し、「変更しないこと」によって制度の安定性と多様性の両立を図るべきである。

以上より、自筆証書遺言制度については、その趣旨・位置づけ・社会的信頼性を総合的に勘案し、現行の押印要件を維持することが適切であると考ええる。

第３ 秘密証書遺言の方式要件の在り方

〔意見の趣旨〕

現行制度どおり維持すべきである。

〔意見の理由〕

自筆証書遺言制度における理由と同様である。

第４ 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

〔提案の趣旨〕

死亡危急時遺言については、【乙案】（公的保管によるデジタル遺言制度）との制度補完関係を考慮しつつ、真正性の確保と制度利用の柔軟性を両立させる制度設計が必要である。そのため、証人１名と録音・録画による作成を基本とする新制度案に対しては、濫用防止の観点から証人の資格に制限を設けるべきであり、以下のような仕組みを導入することが望ましい。

〔提案の内容〕

（１）法務局の開庁時間外にも対応できる制度としての意義を認めるべきである

【乙案】のように、法務局によるオンライン保管を前提とする制度は、開庁時間・営業日等に制約を受けるため、土日・夜間・年末年始などの非常時には遺言を遺すことが困難となるおそれがある。したがって、死亡危急時遺言における柔軟な制度設計（証人と録音・録画による意思確認）は、【乙案】では対応しきれない時間帯や場面を補完するものとして、制度上の意義を持つものである。

（２）証人１名で足りる制度にする場合には条件づけが必要である

証人を１名で足りるとする制度は、簡便である反面、遺言者の意思確認に対する信頼性や、後日の争いを防ぐための抑止力が弱くなるおそれがある。したがって、証人が一定の公的資格を有する専門家に限られるといった制限を設けることにより、真正性の確保と制度の信頼性を維持すべきである。

（３）証人の資格要件についての具体的提案

証人が医師、弁護士、司法書士等の有資格専門職である場合には、証人１名と録音・録画によって足りるものとする。これら以外の者が証人となる場合には、証人２名を必要とする構造とすべきである。また、証人がその場に立ち会ったこと、及び遺言者に意思能力があったことを確認する義務についても、制度上明文化し明確に定める必要がある。

このような制度設計により、濫用防止と利便性との調和が図られ、特に在宅医療や介護施設等における実務にも柔軟に対応可能な制度となる。

〔提案の趣旨〕

船舶遭難者遺言に関する制度設計については、対象を拡張する方向で再検討すべきである。特に、現代日本において件数が多く、かつ切実な事情が存在する山岳遭難事案についても、明示的に制度の対象として組み込むことが必要である。あわせて、遺言者が端末に保存したデータや、第三者に送信した遺言内容についても、一定の要件のもとで遺言としての効力を認める新たな方式を導入すべきである。

〔提案の内容〕

（１）山岳遭難も制度上の対象であることを明記すべきである

現在の特別方式における「船舶遭難者遺言」は、海難に限った狭義の遭難を前提としている。しかしながら、実際には山岳遭難による死亡・行方不明事案が年々増加しており、その社会的ニーズも顕著である。したがって、船舶に限らず「山岳その他の遭難」についても制度上の対象として明確に位置づけるべきである。

（２）端末に残された遺言データや送信済みデータを有効とする制度設計を採用すべきである

遭難状況下では、証人を得て正式な遺言形式を整えることが困難であり、スマートフォンやタブレット端末に動画・音声・テキスト等で遺言内容を記録する例が多く存在する。また、遺言者が家族や友人等に SNS やメッセージアプリを通じて遺言意思を送信する事例も現実に見られる。したがって、以下のような柔軟な運用を制度上認めるべきである。

- ・遭難状況下において遺言者が自身の端末に残した映像・音声・メッセージ等のデータについては、死亡危急時遺言に準じた特例的な遺言として取り扱うこと。

- ・遺言者が第三者に送信した電子的メッセージ（動画・音声・テキスト等）についても、内容および状況により、遺言としての意思表示と認める余地を制度上設けること。

（３）証人の認定方法についても柔軟性を持たせるべきである

証人に関しては、以下のような柔軟な対応を制度に盛り込むべきである。

- ・遭難をともにしていた同行者（家族・知人・登山仲間など）が状況を証言できる場合には、その者を証人と認めること。

- ・単独行動中の遭難（ソロ登山など）の場合であっても、遺言者が遭難直前にビデオ通話等を通じて遺言の意思を述べ、その内容を相手方が録画・録音等の形で記録しているときは、その記録を証人の代替として認める柔軟な運用を導入すべきである。

これらの証拠が存在する場合には、家庭裁判所の確認手続において、その内容や信頼性を審査可能とする制度設計を行う必要がある。

第5 その他

特に意見はない。

[まとめ]

本意見書において述べたとおり、我が国の遺言制度は今、転機を迎えている。急速に進展するデジタル社会の中で、誰もが自身の意思を明確に遺し、相続における紛争を未然に防ぐとともに、所有者不明土地や空き家問題といった社会的課題の解決に資する制度へと進化させていくことが求められている。

司法書士は、これまでも地域社会における法的インフラとして、高齢者や独居の方々をはじめとする多様な市民の身近な相談相手として職責を担ってきた。そして今、制度の変革期にあって、我々はその使命をいっそう自覚し、真に市民のための遺言制度を構築すべく、積極的に関与していく覚悟である。

とりわけ、今回提案されているデジタル方式の遺言制度は、「遺す自由」を広げるとともに、「見つからない遺言」を制度的に防止しうるものであり、将来的に空き家や所有者不明土地の発生を抑制しうる可能性を秘めている。司法書士は、こうした新たな制度の実効性を高めるため、制度設計段階からの提言、広報活動、利活用支援に至るまで、全力を尽くして取り組んでいく所存である。

市民一人ひとりの意思が確実に遺され、そして尊重される社会の実現に向けて、司法書士は今後とも不断の努力を重ねていく。静岡県司法書士会は、この歴史的変革に対し、地域に根ざす専門職団体として誇りと責任を持ち、真摯にその任を果たしていく決意である。